

平成 24 年度

公の施設に係わる
指定管理者監査報告書

(笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館)

(笛吹市八代中央スポーツ広場)

(笛吹市八代中央水泳プール)

(笛吹市八代東部水泳プール)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

指定管理施設 笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館・笛吹市八代中央スポーツ広
場・笛吹市八代中央水泳プール・笛吹市八代東部水泳プール

市担当課 教育委員会 生涯学習課

指定管理者 株式会社 笛吹スポーツセンター

2 監査基準日・監査の範囲

平成 24 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

3 監査の実施日

平成 24 年 5 月 21 日 午後 1 時 30 分から

4 監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行なった。

- ① 指定管理者の概要
- ② 指定管理者にかかる基本協定書
- ③ 指定管理者にかかる平成 22 年度協定書
- ④ 平成 22 年度業務計画書
- ⑤ 平成 22 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑥ 平成 22 年度指定管理者チェックシート
- ⑦ 平成 22 年度業務報告書
- ⑧ 指定管理者にかかる平成 23 年度協定書
- ⑨ 平成 23 年度業務計画書
- ⑩ 平成 23 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑪ 平成 23 年度指定管理者チェックシート
- ⑫ 平成 23 年度業務報告書
- ⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
- ⑭ 施設の利用状況
- ⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
- ⑯ 指定管理料出納簿（平成 22 年度・平成 23 年度）

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・施設の設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的運営がなされているか。
- ・指定管理者の選定やモニタリング等において、問題が発生していないか。
- ・協定書等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

6 監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行うとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

7 指摘・要望事項

生涯学習課

若彦路ふれあいスポーツ館 他3施設	①	指定管理者仕様書、Ⅱ業務仕様の3. 施設等の維持管理に関する事項(2)カの事業報告の①月次・②年次報告等については、遅滞なく提出させる。協定書に基づいた業務の遂行状況の確認体制、適切な指導を行う指導体制を確立する必要がある。
	②	指定管理者仕様書、Ⅱ業務仕様の3. 施設等の維持管理に関する事項(2)キのモニタリングについては、随時現場調査を積極的に行い、改善を要す箇所については指導を徹底するとともに、常に良好な施設管理が行われるよう、状況の把握に努めること。
	③	指定管理者の施設管理状況等については、市担当課として独自に、利用者への聞き取り調査(アンケート)や意見箱(市独自のものを)を直接設置し、利用者意見の反映に努めるとともに、市の施設として施設サービスおよび利用者の満足度が向上されるよう、担当課として指定管理者を管理指導する方策を検討する要あり。
	④	指定管理者の持続性及び良質管理を確保する為、決算資料等を定期的に提出させる等、担当課として指定管理者の企業体制、総合力をチェックすると同時に、財務内容の把握も行う必要がある。

株式会社 笛吹スポーツセンター

若彦路ふれあいスポーツ館 他3施設	①	毎月の収入実績報告について、計算間違いがあった。今後係る事態のないように組織内の確認体制を見直しする。
	②	指定管理者仕様書、Ⅱ業務仕様の3. 施設等の維持管理に関する事項(2)カの事業報告の①月次・②年次報告等については、期限を遵守し、市への状況報告については遅滞なく行うこと。
	③	利用料の納入については、笛吹市社会体育施設条例施行規則第6条の規定を遵守し、利用日までには必ず納入してもらうよう収納体制の見直しを行う必要がある。
	④	モニタリングによる市からの改善指導事項については、良好な施設管理が図られるよう、指定管理者として基本協定書(第24条第2項)を遵守し、速やかな対応をとること。

地方自治法第199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成24年度定期監査資料の中で報告をお願いします。